

武里団地 5 街区町会 会則 (改正案)

平成 23 年 4 月 1 日施行
平成 27 年 4 月 26 日改正

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

この会は、武里団地 5 街区町会と称する。(以下「町会」という)

第 2 条 (事務所)

町会の事務所は、武里住宅団地管理組合法人管理事務所内に置く。

第 3 条 (組織)

町会は、武里団地 5 街区に居住する住民をもって組織する。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 (目的)

町会は、住民の親睦・交流をもって福祉の増進、防犯活動・災害防止・環境整備等を図り、明るく住みよい快適な街をつくることを目的とする。

第 5 条 (事業)

町会は、次の事業を行う。

- (1) 環境・安全・防犯・防災等生活支援活動に関すること
- (2) 住民間の催事交流活動に関すること
- (3) 各公共団体との協議連絡に関すること
- (4) 寄付金、募金に関すること
- (5) その他

第 3 章 会員及び役員・班長

第 6 条 (会員)

町会は、武里団地 5 街区に居住する住民をもって会員とする。

2. 会員は、原則として世帯単位で加入する。
3. 会員は、総会で定められた町会費を納入する。

第7条（役員）

町会は、次の役職を置く。

町会長1名、副会長若干名、会計2名、書記2名、広報2名、部長若干名、副部長若干名、監事2名。

2. 役員は20歳以上の会員の中から選出し、総会の承認により決定する。
3. 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
4. 役員は、任期終了後も後任者が決定するまでその職務を行う。
5. 任期途中で補充される役員は、役員会の承認により決定する。

第8条（役員の職務）

町会長は、町会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は、町会長を補佐し、町会長に事故等ある時はこれを代理する。
3. 部長、副部長は各担当する事業に従事する。
4. 書記は庶務を、会計は経理業務に従事する。
5. 監事は、会務、会計を監査する。
6. 全役員は、相互に連絡を密に計りながら、率先して事業活動に参画、協力する。
7. 役員は、すべて無報酬とする。但し、実費弁済を受ける事ができる

第9条（班長）

班長は、原則として5街区町会に所属する。但し、その活動は武里住宅団地管理組合法人とも共用協力する。

2. 班長の任期は1年とし、再任は妨げない。
3. 班長は、各階段居住者の中から1名選出し決定する。

第10条（班長の職務）

班長は、町会費を徴収する。

2. 班長は、募金のとりまとめをする。
3. 班長は広報を配布する。
4. 班長は、会務の決定事項、検討事項を会員に連絡する。
5. 班長は、階段居住者の要望、意見を尊重し、会務に反映させる。
6. 班長は、各事業活動に参画、協力する。

第4章 会議

第11条（会議）

会議は、総会、役員会、各部会、班長会とする。

第12条（総会）

総会は、定期総会と臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、町会長が必要と認めた時、20歳以上の会員の3分の1以上の要請、若しくは、監事からの要請があった時、開催する。
3. 総会は、20歳以上の会員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し、やむをえない事由により欠席する場合は、委任状を提出しなければならない。提出された委任状は、出席者の数に加えるものとする。
4. 議決権は、出席者1世帯1票とする。
5. 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

第13条（総会の議決事項）

総会に付すべき事項は次の通りとする。

- (1) 役員を選出
- (2) 会則の変更及び廃止
- (3) 収支決算及び事業報告
- (4) 収支予算案及び事業計画案
- (5) その他重要と認められる事項

第14条（役員会）

役員会は、総会の決議、並びに会則の定める会務を執行する。但し、この会則に定めのない軽微な事項については、役員会で議決する。

2. 役員会は、町会長、副会長、書記、会計、広報、部長、副部長により構成し監事は役員会に出席し意見を述べる事が出来る。
3. 役員会は、原則として毎月1回以上開催する。

第15条（部会）

部会は、部長のもとに副部長若干名と部員数名をもって構成する。

2. 部会は、部長が招集し、部の事業について企画、立案する。
3. 部会の部員は、会員のなかから選出する。

第16条（班長会）

班長会は、町会長が招集し、過半数以上の出席をもって成立する。

2. 班長会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
3. 班長会に、同じ階段の居住者が代理出席をする事ができる。

第5章 会計

第17条（会計）

町会の経費は、町会費、助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる

2. 町会費の金額は、役員会で審議し、総会の承認をもって決する。
3. 会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条（解散時の残金財産）

町会が解散する場合、その残金財産は武里住宅団地管理組合法人に帰属する。

第6章 雑則

第19条（帳簿）

町会は、次の書類及び帳簿を備えるものとする。

- (1) 町会員名簿
- (2) 町会費徴収台帳
- (3) 現金出納帳及び領収書
- (4) 備品台帳
- (5) 議事録

(付則) 1. この会則は、平成23年4月1日より施行する。

5 街区町会 会則の一部改正（案）

5 街区町会会則 （班長の職務） 第10条の2項

班長は、募金のとりまとめをする。……を、削除

改正点： 班長は、募金袋を配布する。……に、改正